

中央地域づくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、中央地域づくり協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、秋田市中心部地域における住民自治の担い手となり、住民相互の交流を図りつつ、地域の諸課題の解決に取り組み、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換および交流、親睦に関すること。
- (2) 生活環境の向上など地域課題の解決に関すること。
- (3) 地域の個性を活かした魅力ある地域づくりに関すること。
- (4) 秋田市が設置する中央地域の拠点施設の管理に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、中通、築山、保戸野、旭北、旭南、川尻、茨島、泉、八橋、寺内小の各地区の地縁団体等の連合組織その他の中央地域で公益的活動を行う団体とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、秋田市山王一丁目1番1号 秋田市中心市民サービスセンターに置く。

第2章 組織

(理事)

第6条 本会に理事を置く。理事は本会の運営にあたる。

- 2 理事の定数は、30名以内とする。
- 3 理事の選出は、会員団体の推薦による。
- 4 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の理事の任期は前任者の残任期間とする。

(理事会)

第7条 本会に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、次の事項を決定する。
 - (1) 事業計画および予算に関すること。
 - (2) 事業報告および決算に関すること。
 - (3) 役員および事務局の選任に関すること。
 - (4) 会則その他規則の制定および改廃に関すること。

(5) 会務および事業に関する基本的事項および重要事項に関すること。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上の請求があったときに随時開催する。

4 理事会の議決は次による。

(1) 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席した理事の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(2) 理事会に出席できない理事は、その権限の行使を他の出席者に委任することができる。この場合において受任者の特定がないときは議長に委任したものとみなす。

5 理事会の議長は、出席した理事の中から会長が指名する。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。役員は理事の中から理事会が選任する。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 常任理事 若干名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、理事会を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(3) 常任理事は、会務の執行および事業の実施にあたる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第11条 本会に、会長、副会長および常任理事で構成する役員会を置く。役員会は、必要に応じ随時開催し、次の事項を審議する。

(1) 理事会の決定に基づく会務の執行および事業の実施に関すること。

(2) 理事会で審議する議案の作成に関すること。

(3) その他会の運営に必要な事項に関すること。

(部会)

第12条 本会の事業を行う上で必要なときは、理事会の議決により部会を設置することができる。

2 部会に部会長を置く。部会長は理事の中から理事会が選任する。

3 部会長は、担当する部会を総括する。

(顧問)

第13条 本会に、理事会の議決により顧問を置くことができる。顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第3章 事務局

(事務局)

第14条 本会に事務局を設置する。

2 事務局員は次のとおりとする。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局員 若干名
- 3 事務局長は、本会の運営に伴う事務および会計を総轄する。

第4章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、委託金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 会計年度経過後の4月1日から5月10日までを出納整理期間とする。

(会計および資産帳簿の整備)

第17条 本会の収入、支出および資産を明らかにするため、事務局は会計および資産に関する帳簿を整理する。

第5章 監査

(監事)

第18条 本会に監事を置く。監事は2名とし、理事以外の者を理事会が選任する。

(監事の任務)

第19条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い理事会に報告する。

(監事の任期)

第20条 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の監事の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 その他

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては別に定める。

附 則

1 この会則は、平成27年8月28日から施行する。

2 最初に選任される理事、役員および監事の任期は、第6条第4項および第5項、第10条ならびに第20条の規定にかかわらず、平成29年度の最初に開催される理事会までとする。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年3月13日から施行する。